

一般社団法人大曲青年会議所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大曲青年会議所（以下「会議所」という）と称する。

(事務所)

第2条 会議所は主たる事務所を秋田県大仙市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 会議所は青年の英知・勇気・情熱を結集し、明るい豊かな社会の実現と地域社会の発展を図るとともに、国際的理解を深め、国家及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とする事業は行わない。

2 会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業・経済及び文化の研究及びその改善、発達に関する諸事業
- (2) 会員の修練及び指導者訓練に資する諸行事の開催
- (3) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (4) 国際青年会議所、日本青年会議所及び国内外の青年会議所その他の事業との提携
- (5) その他会議所の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会議所の構成員)

第6条 会議所に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 大仙市及びその周辺に居住する満20歳以上、40歳未満の品格ある青年。(第35条に規定する事業年度中に満40歳に達するものを除く。)

(第一号議案) 新定款 (案)

(2) 特別会員 正会員であった者で、満40歳以上に達した者。

(第35条に規定する事業年度中に満40歳に達するものを除く。)

(3) 賛助会員 会議所の目的に賛同し、その発展を助長しようとする個人又は団体。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 正会員になろうとする者は、入会に際し、正会員2人以上の推薦により入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2 特別会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を納めなければならない。

2 正会員は毎年、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(会員の権利及び義務)

第9条 正会員は、会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 正会員は定款その他の規程を遵守するとともに会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(任意退会)

第10条 正会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規程に違反したとき

(2) 会議所の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に総会の1週間前までに文書によりその旨を通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 役員等

(役員の設定)

第13条 会議所に次の役員を置く。

理事 5名以上25名以内

監事 1名以上 3名以内

- 2 理事は正会員たることを要する。
- 3 監事は正会員または特別会員たることを要する。
- 4 理事のうち1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名以上2名以内を専務理事とする。
- 5 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 6 前項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会議所を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、その業務を執行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し会務を処理する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は毎事業年毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

(第一号議案) 新定款 (案)

定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第19条 理事及び監事は、無報酬とする。

(直前理事長等)

第20条 会議所は、直前理事長を1名、特別顧問を若干名置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
- 3 特別顧問は、正会員の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 4 特別顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第5章 会 員 総 会

(構成)

第21条 本会議所の総会は、定時総会と臨時総会の2種類とし、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、毎年1月に開催する定時総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権限)

第22条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第23条 定時総会は毎年1月に開催する。

- 2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(第一号議案) 新定款 (案)

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の2週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第28条 正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合当該正会員又は代理人は代理権を証明する書面を会議所に提出しなければならない。

- 2 第1項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、会議所の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。

(議事録)

第29条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名を要する。

第6章 理 事 会

(第一号議案) 新定款 (案)

(構成)

第30条 会議所に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 事業計画書及び事業予算書の承認

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 会議所の事業計画書、収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 会議所の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

(第一号議案) 新定款 (案)

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(資産の構成)

第38条 会議所の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第40条 会議所の経費は資産をもって支弁する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 会議所は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第43条 会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法より行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は三浦淳子とする。
この法人の最初の業務執行理事は佐藤賢一と佐藤優と大友信博と黒沢悟と藤岡誠人と中森満とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成25年12月20日制定

平成26年 9月19日改定

平成27年 9月16日改定

これは当法人の定款である。

一般社団法人大曲青年会議所
理事長 鈴木 貴宏